

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
20	育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し	厚生労働省	1
7	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し	内閣府	4
17	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用	国土交通省	7
11	要介護(要支援)認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し	厚生労働省	11

# 地方分権提案を踏まえた検討

## 第153回 提案募集検討専門部会（関係省庁ヒアリング）（R5.7.20）におけるご提案

- 主観的な、希望しているにもかかわらず保育所等に入れなかったという基準の曖昧さが、問題の根源ではないか。
- 保留通知を要件とするのではなく、ハローワークと自治体とを直結させて、お互いに保育所に入れなかったということがわかるシステムにするのがよいのではないか。

## 第55回 地方分権改革有識者会議・第155回 提案募集検討専門部会 合同会議（R5.8.4）におけるご発言

- 育児休業給付金の支給延長について、入所意思がない方からの保育所等の入所申し込みに対して事務負担があるというのは、おそらくは、制度がある種モラルハザードをひきおこしているために、負担が生じているものだと思われる。これを必ずしも事務連絡で柔軟な運用で対応するというよりは、制度そのものを、制度の趣旨に沿うように見直すということが求められるような所もあるのではないか。

## 育児休業・育児休業給付の延長に関する基本的な考え方

育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れられない場合等雇用の継続のために特に必要と認められる場合に限り、緊急的なセーフティネットとして、最長2歳に達するまで延長可能。

この延長措置は、都市部を中心に待機児童が多く見られることが背景となっており、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所等に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じている。

育児休業・給付の延長は保育所等に入れられない場合に限られた例外的措置である。保留決定通知書は、市区町村に保育所入所の申込みを行った保護者に対して、利用調整の結果、入所決定に至らなかった場合に市区町村がその事実を通知するために行うものである。育児休業・給付と関係なく元々交付された入所保留通知書を、育児休業・給付の手続に活用しているものである。

1. 子が2歳になるまでは希望に応じて育児休業の取得・育児休業給付の受給を可能とすることについては、
  - ・ 中小企業含む民間企業に対して、法律で一律に最低条件として課すことによって、育児休業復帰後も原則として原職又は原職相当職に復帰させるよう配慮することとなつてきていることから、育児休業期間が長くなると、人員配置を工夫しなければならぬといった労務管理の問題が生じ企業の負担につながることに加え、
  - ・ 育児からの職場復帰を遅らせることとなり、家事・育児の負担が女性に偏っている現状では女性のキャリア形成がさらに阻害されるおそれがあり、女性活躍の観点で課題がある。
- また、「こども未来戦略方針」においても、共働き・子育てが推進されており、各種施策によって、女性側に家事・育児負担が偏ってしまうというこの点のなにより十分に留意しなければならぬ旨示されているところ。

2

2. これまでの国及び地方公共団体、民間団体の取組の結果、延長制度創設時に比べて保育環境が格段に充実してきていることに鑑み、保育園に入所できない場合の延長制度を廃止し、育児休業・給付の対象となる子の年齢を例外なく1歳までとすることも考えられるが、待機児童問題が解消していない地域では保育所に入所できず、不本意な離職につながるおそれがある。また、待機児童が生じている地域に居住している者に限り延長を認めることも考えられるが、居住する自治体によって違いが生じることや、年によって延長の可否が変わることにより、混乱が生じるおそれがある。

# 地方分権提案を踏まえた検討

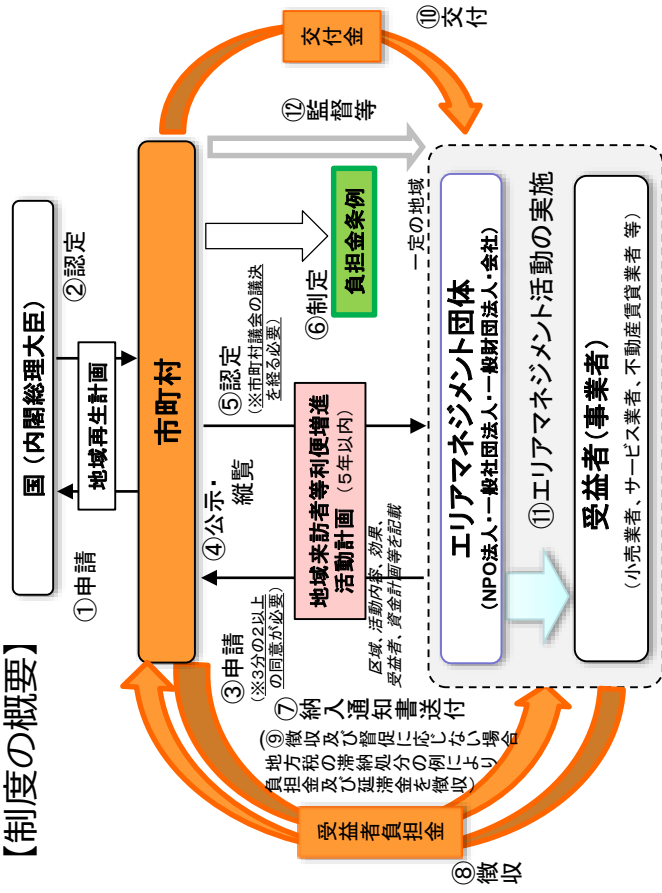
## 自治体及び委員の御指摘を踏まえ、現行制度の課題と考えられること

- 現行制度では、「保育所等の利用を申し込んだが当面入所できない場合」を育児休業給付の延長の要件とし、その事実を、原則として自治体の発行する入所保留通知書で確認することとしている。
- 自治体からの提案では、「入所を希望しないにもかかわらず、入所申込みを行う事例が年々増加している」とされており、育児休業給付の延長を希望し保留通知書を求める保護者の行動が、自治体の業務に混乱と負担をもたらしている可能性がある。

## 見直し案

- 客観的に「保育所等の利用を申し込んだこと」「当面入所できないこと」を確認することに加えて、「育児休業給付を延長しなければならぬ状態にあること」をハローワークが認定した場合に限り、延長を認めることとしてはどうか。
  - 具体的には、復職の意思や復職のために保育所等を利用する必要性などについて、本人からの申告に基づき判断することとし、申告書には、入所申込み及び結果に関する事項（例えば「入所申込年月日」、「入所申込先の市区町村名」、「入所希望保育所名」、「申込時における入所希望年月日」、「選考結果」など）の記載を求め、入所申込み及び結果に関する事項については、これらの事実を裏付ける書類を適宜添付することとする。
  - 書類が添付されていない場合や、添付された書類では記載された内容の確認には不十分である場合は、ハローワークから市区町村に直接事実関係を照会することとし、申告内容の確認ができないうり限り延長を認めないこととする。（当該運用に当たっては、市区町村に情報共有にご協力いただくことが不可欠）
- この見直しにより、単に入所保留通知書を提出するだけでは延長は認められないこととなり、市区町村が住民から直接苦情を受けることや、住民による不適切な行動は減少することが期待される。

【制度の概要】



【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用



自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

1. 導入対象地域及び事務主体について（現行制度の考え方／ご提案への回答）

地域再生エリアマネジメント負担金制度は、**3分の2以上の受益事業者の同意の下**、エリアマネジメント活動により受けと見込まれる利益の限度において、負担金を強制徴収する制度である。このため、受益と負担の関係を明確にし、**反対者からも負担金を徴収する合理性が担保できる範囲**として、商店街や温泉街等を想定し、本制度の導入対象地域を以下のとおり規定（法第5条第4項第6号）

- ① **自然的経済的社会的条件からみて一体である地域**であって
- ② **当該地域の来訪者又は滞在者の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域**

【回答】本制度を活用できるだけの具体的な受益事業者の範囲や利益の内容・程度が提示されるともに、7県において連携して**実施する体制や受益事業者の同意の確保の見通しが明らかとなった段階で改めて検討**したい。

## 2.更新手続きについて(現行制度の考え方／ご提案への回答)

### ＜現行制度の考え方＞

- 本制度は、金銭の強制徴収を伴う制度である点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、当該活動実施団体のガバナンスを確保し、負担金の徴収を受ける事業者の権利を保護する観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、計画期間終了後に活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当。
- このため、国内の類似した他制度も参考にし、5年という上限内で地域の実情に応じて計画期間を設定できることとしており、何ら制限なく計画期間を設定可能とすることは適当ではない。
- ・ 国内の他制度における計画期間の年数の上限は以下のとおり

制度	計画期間の年数の上限	根拠条項
立地適正化計画	おおむね5年ごとに、計画の実施状況について評価等を行い、必要に応じて変更を行う	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第84条第1項
NPO法人に係る公益認定	有効期間が <u>5年</u>	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第1項

(参考：ニューヨーク、イングランド、ハンブルクにおけるB I Dの期限も5年程度)

- 地方公共団体の事務負担は、活動計画の作成主体が民間のエリアマネジメント団体であるため、そもそも少ないものとなっている。

**【回答】5年を超える計画期間でなければ支障が生じる事業や事象が明らかとなっていないことから、将来的に具体的にいった段階で、計画の終了後も活動を継続する場合に、受益事業者間で合意形成がなされていれば、計画の認定手続の簡素化を図ること等について、改めて検討したい。**

# 制度活用に向けた伴走支援や周知等

本制度を活用する上で、**受益算定のノウハウ不足が課題の一つ**であるため、各地のエリアマネジメント活動を対象とし、**受益算定のケーススタディ調査等**を実施。**制度活用に向けた伴走支援や周知等を実施。**

## エリアマネジメント関係委託調査

### H30年度

- ・ エリアマネジメント活動による受益に関する研究の収集
- ・ 海外のB I Dにおける効果、受益の定量的把握の手法等に関する調査
- ・ 個別の地域におけるエリアマネジメント活動の受益の算定

↑ **「地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン」の策定**

- ・ 【地域再生エリアマネジメント負担金制度に関する有識者会議】
- ・ H30.10からH31.2にかけて、4回開催
- ・ 学識経験者、エリアマネジメント担当者等有識者委員とし、エリアマネジメント活動の受益算定方法やガイドラインの記載内容等について議論

### R1年度（総括調査）

- ・ 先進的なエリアマネジメント活動の受益算定事例の収集・整理
- ・ 官民が保有する各種データの収集・活用手法に関する検討
- ・ 負担金制度の法的論点の整理

↑ **「地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン」の更新**

↓  
ガイド  
ラインへ

### R1年度（個別調査）

- ・ ガイドラインにおいて示された、受益事業者が受けと見込まれる利益算定方法について、本制度の活用を念頭に置いたパイロット地区でケーススタディを実施し、経済効果の把握と受益算定を実施。

### R2年度

- ① 国内外のエリアマネジメント支援団体の置かれている現状や直面している課題等を調査  
⇒日本国内の3団体、イギリス・アメリカのそれぞれ1団体にヒアリング
- ② コロナ禍における「新たな日常」に対応したエリアマネジメント活動のあり方に関する調査  
⇒8つのエリアマネジメント及び当該団体の活動場所の自治体へヒアリング

### R3・R4・R5年度

- ・ 各地のエリアマネジメント活動のうち、特に来訪者等の利便増進に寄与する活動を中心に、**効果測定や受益算定、経済効果の算出、需要把握等**を実施。R5年度は3月に地域再生計画を認定した**沖縄県北谷町にて伴走支援**を実施予定。

年度	調査地
R3	岩手県大船渡市
R4	愛媛県松山市 <small>なかがみ</small>
R5	沖縄県中頭郡北谷町

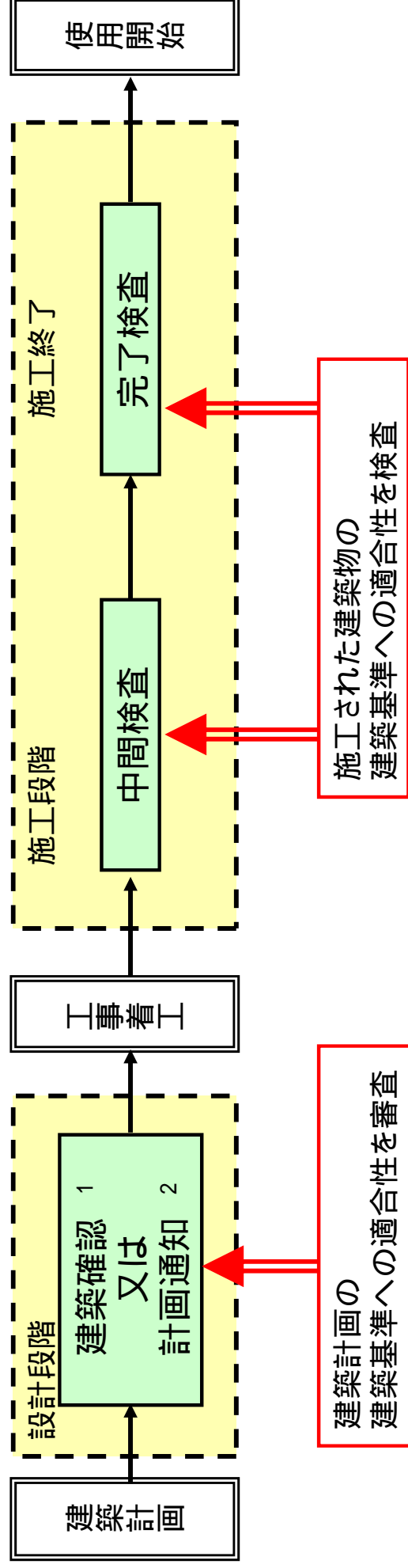
# 国等の建築物に係る建築確認・検査制度の 見直しに係るご提案について

国土交通省 住宅局  
参事官(建築企画担当)付  
令和5年9月



## 現行の確認・検査制度

- 民間の建築物に係る建築基準法に基づく建築確認等の手続きは、特定行政庁の建築主事又は指定確認検査機関の確認検査員が行っている。
- 一方、国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知等の手続きは特定行政庁の建築主事が行うこととされており、当該計画の建築基準関係規定への適合審査等に指定確認検査機関を活用する制度とはなっていない。



- 1 民間が建築工事等に着手する前に建築計画を建築主事又は指定確認検査機関に申請し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの確認を受けること。
- 2 国等が建築工事等に着手する前に建築計画を建築主事に通知し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの審査を受けること。

## 分権提案の概要（兵庫県提案書から抜粋）

国等の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。

### <支障例>

- ・ 大規模災害発生後は、被災後のまちづくり計画等の立案や被災マンション建替等の支援など様々な復興業務に多くの人員を要する。
- ・ 被災後に増大する公共施設等の再建に係る計画通知の業務には、建築主事が対応しなければならことから、人員が割かれ復興業務への迅速な対応が困難となり、被災地復興に遅れが生じる懸念がある。

### 現 行

建築主事が計画通知の建築基準関係規定への適合審査等を実施

建築主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国</li> <li>・ 都道府県</li> <li>・ 建築主事を置く市町村</li> </ul>
審査者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築主事</li> </ul>

### 提案内容

建築主事又は指定確認検査機関が計画通知の建築基準関係規定への適合審査を実施

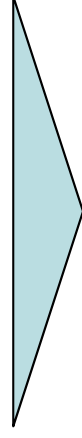
建築主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国</li> <li>・ 都道府県</li> <li>・ 建築主事を置く市町村</li> </ul>
審査者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築主事</li> <li>・ <u>指定確認検査機関</u></li> </ul>

建築主が審査者を選択

### 一次回答を踏まえた提案団体の見解

第1次回答において、「当該事務の実効性にも留意しつつ、検討を行う」とされているが、国等の建築物に係る計画通知について、見直しを行う方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、法改正時期を含め具体的にはどのようなスケジュールで見直しを行うのかご教示いただきたい。

過去の災害時における計画通知件数の実績としては、当県においては阪神・淡路大震災で発災前の最大2.5倍に増加し、宮城県及び福島県においては東日本大震災で発災前の最大3倍にまで増加している。大規模災害がいつ起きてもおかしくない近年の状況の中においては、可能な限り速やかにご検討願いたい。



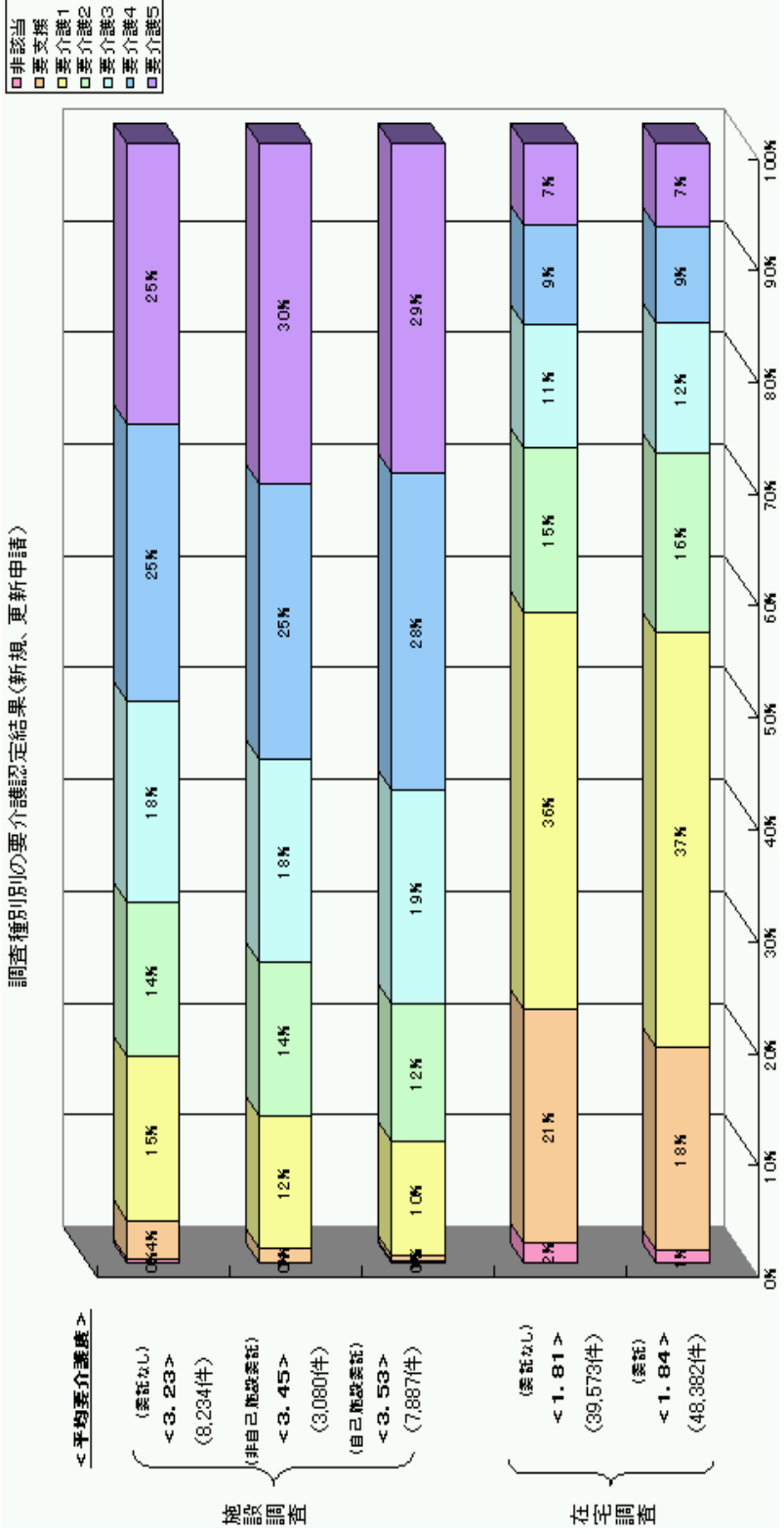
### 二次回答

特定行政庁・指定確認検査機関に対し、当該事務の実行性についてヒアリング等を行っているところであり、当該ヒアリング等の回答を踏まえ、指定確認検査機関が行う具体的な事務の範囲について精査した上で、速やかに検討を進めてまいります。

## 認定調査の現状

- 現行制度においては、市町村は指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に、認定調査を委託することができることとなっており、新規申請の約3割、更新申請の約7割が委託となっている。
- 委託による調査は、認定調査員研修を完了した介護支援専門員等が行うこととなっている。
- 認定結果（平均要介護度）について、認定調査を行った場合とそうでない場合を比較すると、施設の場合には、委託を行った方が平均要介護度が高くなる傾向が見られる。
- 認定調査については、質の向上や効率化等の観点から、保険者における様々な適正化のための取り組みが行われている。

調査種別別の要介護認定結果（新規、更新申請）



重点番号11：要介護（要支援）認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し（厚生労働省）

# 平成16年度介護保険部会 報告書

平成16年度介護保険制度の見直しに関する意見

(平成16年7月30日社会保障審議会介護保険部会)

抜粋

(認定調査委託、申請代行の適正化)

○ 要介護認定の公平性・公正性を確保する観点から、現行では、新規申請件数の約5割、更新申請の約6割を占める認定調査の委託について、見直しを行う必要がある。具体的には、新規の認定調査については、市町村が行うという原則を堅持するとともに、委託する場合には、公平・公正の観点から、申請者が入所している施設への委託を認めないなど、委託先の範囲の制限を検討する必要がある。また、市町村における委託調査の適正化策の促進を図ることが重要である。

# 平成18年度法改正に至る国会答弁（1）

第162回国会 衆議院 厚生労働委員会 第14号 平成17年4月8日

○原田（令）委員 軽度の方へのサービスの見直し、効率化が求められているのは、介護サービス事業所で働く介護マネジャーによるサービスの利用者への不適正な掘り起こしや、ケアマネジャーによる認定調査が甘く行われているという指摘があります。ケアプランの作成などのマネジメントや認定調査については公正中立な立場で行われるべきだと考えておられますけれども、今回の見直しにおいてはどのような対応がされるのでしょうか、伺いたいと思います。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

要介護認定につきましては、元来、市町村が行うこととされておりましたが、ケアマネジャーさんたちに委託できることとされております。しかし、御指摘のような問題点が指摘されておりますので、今回の改正におきましては、新規認定につきましては市町村が基本的にはやっていただけという原則を改めて確認したところでございます。市町村がみずからやっていたかどうか、公正中立の観点から、保険者事務を支援するために新たに設立する市町村事務受託法人以外の委託は新規認定については認めないこととする、こういうことを考えております。

それから、ケアマネジメントにつきましては、地域包括支援センターにおいて一元的に実施するということとしておりますし、また、現在でも、サービス担当者会議を実施することで偏ったケアプランをつくらないようにすることをお願しているとともに、自社のケアプラン、サービスだけ多く使っているような事業所については、保険者の方でそういう統計が把握できるシステムを国保連の方で開発したりしておりますので、そういった意味での適正化を考えております。

また、今回の改正では、ケアマネジャーさんの五年ごとの資格の更新制や、個々のケアマネジャーごとにケアプランの内容を評価する仕組みを導入いたしておりますので、ケアマネジャーの独立性、中立性の確保に取り組んでいくところがございます。

# 平成18年度法改正に至る国会答弁（2）

第162回国会 参議院 厚生労働委員会 第21号 平成17年5月19日

○坂本由紀子君 自由民主党、坂本由紀子でございます。

介護保険制度スタート前には果たして大丈夫だろうかというような心配がなされておったんですが、施行五年を経て、それなりに国民の中にはこの介護保険の制度に期待をし、信頼も得てきた部分もあるかと思えます。要支援、要介護一の方たちの給付が予想を超えて大幅に上回ったと、このところについてはより自立度を高める予防給付を新たに導入して、その辺適正なものになるようにしようということが今回改正の大きな一つの柱になっておりますが、私は、この介護保険の施行の中で、要介護認定の事務に非常に問題があったのではないかと考えております。特に、その基礎になりますところの認定調査、申請につきまして、これを民間業者にかなり委託をしていたと、しかも担当の業者に自分の顧客の調査をさせるというようなことが広く行われていたと、このようなことでは適正な介護の認定がそもそも初めから期待できないという問題が起こるわけでありまして、何よりもこの点についての見直し、改善策が大事であるかと思えます。

この点についてどうしようとしているのかということ、それが本当に担保できることになるように実効性をどう確保するかということについてのお考えを聞かせてください。

○政府参考人（中村秀一君） お答え申し上げます。

要介護認定の調査につきましては、委員御指摘のとおり、市町村の事務の負担の軽減の観点から、現在、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設に委託することができるとされております。

御指摘のような事業者による過度の掘り起こしも指摘されていることから、今回、認定調査の公正性、中立性の確保の観点から、新規の要介護認定申請に係る認定調査は原則として市町村が行うこととするとするなどの見直しを行うこととしております。

原則としてと申しますのは、正にそのとおりでございまして、認定調査は市町村の基本的には仕事でございまして、少なくとも新規申請に係る認定調査については市町村にやっていただきたいということとございしますが、業務効率化の観点から、例外として公益的な事務受託法人に委託することも可能といたしております。

この点につきましては、特に市町村側からの御要望が強いことから、この公益的な事務受託法人につきましては介護保険法に新たに位置付けると、こういうことでやってまいります。基本としては、繰り返し申し上げておりますとおり、市町村の実施を原則といたしております。

それから、更新申請について、認定調査については従来どおり指定居宅介護支援事業者などに委託できるわけですが、その中でも不正や不適切な調査を行った事業者などに対しては委託することができないと、こういう措置をとりたいと思っております。市町村がきちんとして認定調査をしていただくことの実効性が担保されるようにしたいと考えております。

# 介護保険の運営状況に関する実態調査結果に基づく勧告（抜粋）

平成14年4月 総務省

今回、厚生労働省、87市町村及び介護サービス又は居宅介護支援を行っている事業者(以下「事業者」という。)193事業者における要介護等認定の状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア (略)

イ 訪問調査の実施状況

(ア) 訪問調査は、原則6か月ごとに行う要介護等認定の際に市町村の職員が行うこととされているが、これを指定居宅介護支援事業者(居宅の要介護者等に必要な介護サービスが提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行う者)又は介護保険施設に委託することができるとされている(介護保険法第27条第1項等)。これについて、厚生労働省は、平成12年1月に開催した「全国介護保険担当課長会議」等において、訪問調査を指定居宅介護支援事業者等に委託している場合には、訪問調査は本来市町村が行うものであることを踏まえ、数回に1回は市町村職員が直接調査するよう、市町村に対し技術的助言を行っている。

(イ) 調査した87市町村における要介護等認定に係る訪問調査の実施状況をみると、自らすべての調査を実施しているのは5市町村のみであり、残る82市町村は、訪問調査の全部又は一部を事業者に委託している。

これら82市町村における各市町村内・外の居住者に係る訪問調査の指定居宅介護支援事業者等への委託状況をみると、(i)市町村内・外ともに委託しているものが61市町村(一部の者のみについて委託しているものを含む。以下同じ。)、(ii)市町村外を委託しているものが10市町村、(iii)介護保険施設入所者分のみ委託しているものが3市町村等となっている。

また、この82市町村における職員による訪問調査の実施状況をみると、57市町村は、市町村内・外を問わずこれを励行しているが、残る25市町村は、職員による調査は数回に1回であっても体制上負担が大きいとされており、当省の調査時点では、1)10市町村は市町村内・外とも調査を全く行っていない、2)15市町村は市町村外については調査を全く行っていない。

ちなみに、施設入所者に対する職員による訪問調査を全く実施していない市町村の中には、市町村から訪問調査を受託した施設が申請者の要介護状態等区分が実態よりも高くなるよう調査結果に虚偽の記載をし、このことが都道府県の指導監査において発見され、再調査の実施を求められている事例がみられる。

したがって、厚生労働省は、要介護等認定を適切に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

1) (略)

2) 訪問調査を指定居宅介護支援事業者等に委託して実施している市町村に対し、おおむね3回ないし4回に1回は職員による直接調査を行うよう技術的助言を徹底すること。



# 認定調査員の要件の変遷

## ○施行当初

	市町村		委託	
	介護支援専門員	その他職種無資格の者を含む	介護支援専門員	指定居宅介護支援事業者等※1 その他職種無資格の者を含む
新規申請	○	○	○	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	×

## ○H18法改正

	市町村		委託	
	介護支援専門員	その他職種無資格の者を含む	指定市町村事務受託法人 介護支援専門員	指定居宅介護支援事業者等※1 その他職種無資格の者を含む
新規申請	○	○	×	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	×

## ○R2省令改正 (現行)

	市町村		委託		
	介護支援専門員	その他職種無資格の者を含む	指定市町村事務受託法人 介護支援専門員	指定市町村事務受託法人 市町村職員OB等※2 看護師、介護福祉士等※3	指定居宅介護支援事業者等※1 介護支援専門員 その他職種無資格の者を含む
新規申請	○	○	○	○	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	○	×

※1 指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター及び介護支援専門員。

※2 認定調査員として1年以上従事した経験を有する者とする者。

※3 医療・介護・福祉に係る専門的な知見を有する者（介護保険法施行規則113条の2第1号又は2号で規定される者であつてかつ介護に係る実務5年以上）。

地方分権の提案部分

## 指定市町村事務受託法人の指定の状況

(令和5年8月28日現在)

都道府県	指定市町村 事務受託法人数
北海道	17
青森県	提供情報無し
岩手県	提供情報無し
宮城県	8
秋田県	15
山形県	提供情報無し
福島県	3
茨城県	8
栃木県	提供情報無し
群馬県	提供情報無し
埼玉県	3
千葉県	4
東京都	26
神奈川県	6
新潟県	1
富山県	1

都道府県	指定市町村 事務受託法人数
石川県	2
福井県	1
山梨県	1
長野県	提供情報無し
岐阜県	5
静岡県	提供情報無し
愛知県	8
三重県	5
滋賀県	提供情報無し
京都府	25
大阪府	8
兵庫県	6
奈良県	2
和歌山県	3
鳥取県	提供情報無し
島根県	1

都道府県	指定市町村 事務受託法人数
岡山県	2
広島県	8
山口県	提供情報無し
徳島県	提供情報無し
香川県	提供情報無し
愛媛県	2
高知県	1
福岡県	13
佐賀県	3
長崎県	1
熊本県	2
大分県	2
宮崎県	1
鹿児島県	1
沖縄県	1
合計	196

(独立行政法人 福祉医療機構のホームページに掲載された法人数を集計)

## 千葉県に所在する指定市町村事務受託法人

法人種別	法人名称	法人の所在地	事務所の名称	事務所の所在地
公益財団法人	公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	千葉県船橋市	公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	千葉県船橋市
医療法人	医療法人鉄蕉会	千葉県鴨川市	医療法人鉄蕉会亀田総合病院居宅介護支援事業所	千葉県鴨川市
株式会社	株式会社ビジネスデータープロセッシングセンター	兵庫県神戸市	柏認定調査センター	千葉県柏市
社会福祉法人	社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会	千葉県いすみ市	社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会	千葉県いすみ市

(独立行政法人 福祉医療機構のホームページの掲載資料を基に作成)

# 京都府に所在する指定市町村事務受託法人①

法人種別	法人名称	法人の所在地	事務所の名称	事務所の所在地
社会福祉法人	社会福祉法人京都福祉サービス協会	京都市下京区	社会福祉法人京都福祉サービス協会小川事務所	京都市上京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会高野事務所	京都市左京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会本能事務所	京都市中京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会山科事務所	京都市山科区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会西七条事務所	京都市下京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会伏見事務所	京都市伏見区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会太秦事務所	京都市右京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会紫野	京都市北区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会本能	京都市中京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会修徳	京都市下京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会西七条	京都市下京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会塔南の園	京都市南区

(独立行政法人 福祉医療機構のホームページの掲載資料を基に作成)

## 京都府に所在する指定市町村事務受託法人②

法人種別	法人名称	法人の所在地	事務所の名称	事務所の所在地
社会福祉法人	社会福祉法人京都福祉サービス協会	京都市下京区	社会福祉法人京都福祉サービス協会西院	京都市右京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会久我の杜	京都市伏見区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会醍醐事務所	京都市伏見区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会西京事務所	京都市西京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会南事務所	京都市南区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会東山事務所	京都市東山区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会朱雀事務所	京都市中京区
同上	同上	同上	社会福祉法人京都福祉サービス協会北事務所	京都市北区
一般社団法人	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会	京都市下京区	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会	京都市下京区
一般社団法人	一般社団法人京都市私立病院協会	京都市下京区	一般社団法人京都市私立病院協会	京都市下京区
公益社団法人	公益社団法人京都市介護支援専門員協会	京都市中京区	公益社団法人京都市介護支援専門員協会	京都市中京区
社会福祉法人	社会福祉法人福知山市社会福祉協議会	京都市福知山市	社会福祉法人福知山市社会福祉協議会	京都府福知山市
同上	同上	同上	社会福祉法人福知山市社会福祉協議会 三和支所 在宅介護支援センター	京都府福知山市

# 複数の都道府県に所在する指定市町村事務受託法人①

法人種別	法人名称	法人の所在地	指定を受けた都道府県	事務所の名称	事務所の所在地		
株式会社	株式会社日本ビジネス データプロセッシングセ ンター	兵庫県神戸市	北海道	札幌市認定調査センター	北海道札幌市		
			千葉県	柏認定調査センター	千葉県柏市		
			東京都	東京東部認定調査センター	東京都葛飾区		
				NDC立川認定調査センター	東京都立川市		
				東京中部認定調査センター	東京都台東区		
			愛知県	名古屋市東部認定調査センター	名古屋市中千種区		
				豊田介護認定調査センター	愛知県豊田市		
				岡崎市介護認定調査センター	愛知県豊田市		
			三重県			四日市市認定調査センター	三重県四日市市
						鈴鹿亀山介護認定調査センター	三重県鈴鹿市
			大阪府			株式会社日本ビジネスデータセンタープロセシ ングセンター大阪心斎橋支店	大阪市中央区
株式会社日本ビジネスデータセンタープロセシ ングセンター神戸本社	神戸市中央区						

(独立行政法人 福祉医療機構のホームページの掲載資料を基に作成)

## 複数の都道府県に所在する指定市町村事務受託法人②

法人種別	法人名称	法人の所在地	指定を受けた都道府県	事務所の名称	事務所の所在地
株式会社	アール・ツーエス	福岡県福岡市	福岡県	日本データ福岡調査センター	福岡市中央区
			大阪府	おおさか認定調査センター	大阪市西区
			兵庫県	株式会社アール・ツーエス兵庫支店	兵庫県西宮市
			広島県	株式会社アール・ツーエス広島支店	広島県廿日市市
			福岡県	株式会社アール・ツーエス	福岡市南区
			佐賀県	株式会社アール・ツーエス佐賀支店	佐賀県佐賀市
			熊本県	くまもと介護認定調査センター	熊本県熊本市

(独立行政法人 福祉医療機構のホームページの掲載資料を基に作成)

○ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) (抄)  
(文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関し必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をい。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(指定市町村事務受託法人)

第二十四条の二 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものとして都道府県知事が指定するもの(以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。)に委託することができる。

一 第二十三条に規定する事務(照会等対象者の選定に係るものを除く。)

二 第二十七条第二項(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定による調査に関する事務

三 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定市町村事務受託法人は、前項第二号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

(要介護認定)

第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならぬ。(略)

2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。

3~12 (略)

(要介護認定の更新)

第二十八条 要介護認定は、要介護状態区分に応じ厚生労働省令で定める期間(以下この条において「有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。

3 (略)

4 前条(第八項を除く。)の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 市町村は、前項において準用する前条第二項の調査を第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設(以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。)又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

(要介護状態区分の変更の認定)

第二十九条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

2 第二十七条及び前条第五項から第八項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。



○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十一号）（抄）

（指定市町村事務受託法人の指定）

第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務（以下「市町村事務」という。）を受託しようとする者の申請により、市町村事務を行う事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、法第二十四条の二第一項の指定をしてはならない。

一・二 （略）

三 申請者が、居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等）をいう。第七号、第十一条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十一条の十第八号において同じ。）を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、この限りでない。  
四～八 （略）

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）

（指定市町村事務受託法人の指定の要件）

第三十四条の二（略）

2 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第二号に規定する事務（以下「要介護認定調査事務」という。）については、次のとおりとする。

一 要介護認定調査事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員の構成が、要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 要介護認定調査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、要介護認定調査事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情）

第三十四条の三 令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る同条第一項に規定する市町村事務受託事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

（要介護認定の申請等）

第四十条（略）

2・3（略）

4 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護支援事業者

二 地域密着型介護老人福祉施設

三 介護保険施設

四 地域包括支援センター